

## MMF 累積投資約款

### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、申込者（以下、「お客様」といいます。）とカブドットコム証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の、MMF（マネー・マネージメント・ファンド）受益権（以下、「MMF」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。当社は、この約款に従って、MMF 累積投資の委任に関する契約（以下、「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

### 第2条（契約の申込）

1. お客様は、以下の受益権について契約を申込みすることができます。
  - (1) みずほ投信投資顧問株式会社の運用するMHAMのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）受益権
2. お客様は契約を申込むにあたり、当社の証券取引口座をお持ちであり、当約款ならびに契約締結前交付書面（目論見書及び目論見書補完書面）等を郵送による交付又は、電磁的方法による交付による契約手続きを行うことをもって契約の締結があったものといたします。  
ただし、既に上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の買付け申込みをもって契約の申込みが行われたものとし、再申込の手続きは不要といたします。
3. 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様のMMF 累積投資口座を開設いたします。

### 第3条（金銭の払込）

1. お客様は、MMFの取得にあてるため、1回の払込につき1円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）を、金融機関等から当社への払込み又は、当社の証券取引口座の預り金から払込むものとします。
2. 定期積立の払い込みを自動引落サービスの利用にて払込む場合には、払込金はその他の資金に充当できないものとします。

### 第4条（取得の時期及び価額）

1. 当社は、お客様から取得の申込みがあった営業日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては、当日にMMFをお客様に代わって取得いたします。なお、取得価額は取得日の前日の基準価額といたします。  
ただし、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものといたします。  
なお、この場合、申込日以降、最初に取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日にMMFをお客様に代わって取得いたします。
2. 当社は、お客様から取得の申込みがあった営業日の正午を過ぎて払込金の受入を当社が確認できたものについては、申込日の翌営業日にMMFをお客様に代わって取得いたします。なお、取得価額は取得日の前日の基準価額といたします。  
ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものといたします。  
なお、この場合、申込日の翌営業日以降、最初に取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日にMMFをお客様に代わって取得いたします。
3. 取得されたMMFの所有権並びにその元本、又はその分配金に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものといたします。
4. MMFを定期積立として発注された買付注文は、取消を行うことはできないものといたします。

### 第5条（保管）

1. この契約によって取得されたMMFの保管は、証券保管振替機構の保管振替制度による振替口座簿への記載又は記録による管理又は、当社の保護預かりにより行います。保護預かりにおいては、他の寄託契約により保管するお客様のMMFと混蔵して大券をもって保管いたします。  
なお、当社で保管することに代えて当社名義で信託銀行に再寄託することがあります。
2. 前1項により、混蔵して保管するMMFについては、次の事項につき、ご同意いただいたものとしてお取扱いいたします。
  - (1) 寄託されたMMFに対し、寄託の額に応じて共有権を取得すること
  - (2) MMFの新たな寄託又は返還については、他のお客様と協議を要しないこと
  - (3) 当社は、MMFの出庫の請求には応じないこと
3. 証券保管振替機構にて取扱う投資信託受益権については、振替口座簿への記載又は記録により管理いたします。
4. 当社は、この契約により保管しているMMFの保管料をいただくことがあります。

## 第6条（分配金の再投資）

1. 第5条の保管に係るMMFの分配金は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合については、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、これをお客様の証券取引口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額でMMFをお客様に代わって取得（再投資）いたします。
2. 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前1項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、MMFをお客様に代わって取得（再投資）いたします。なお、この場合の買付け手数料は無料といたします。

## 第7条（返還）

1. 当社は、お客様からMMFの返還の請求を受けたときは、換金の上、その代金をその翌営業日（以下、「受渡日」といいます。）以降にお支払いすることにより返還いたします。
2. 前1項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。なお、受渡日が取得日から30日以内の場合には、投信運用会社に代わり、MMF 1万口につき10円の信託財産留保額を申受けます。
3. 前1項の換金に係るMMFについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の分配金は、換金代金とともにお支払いいたします。

## 第8条（定期取得等）

当社は、お客様から当社所定の方法に従った申出があった場合には、MMFの取得する契約を締結することができます。

## 第9条（解約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
  - (1) お客様から解約のお申出があったとき
  - (2) 当社がMMFの累積投資業務を営むことができなくなったとき
  - (3) MMFが償還されたとき
  - (4) 別に定める「総合取引約款」等に基づく取引口座が解約されたとき
2. 当社は、一定期間取引の申込みのない契約については、これを解約させていただくことがあります。
3. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第7条に準じてお客様にMMFの返還及びその分配金のお支払いをいたします。

## 第10条（取引の計算明細、証券残高の報告）

当社は、お客様のその都度の取引に係る計算明細及び証券残高の報告は、法令の定めにより四半期に1回以上申込者に対する通知書にて行うものとします。

## 第11条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居などお申込事項に変更があったときは、お客様は当社所定の届出書によって遅滞なく当社に届出いただけます。
2. 前1項のお届出があったときは、当社はお客様より当社が認める本人確認書類等をご提出していただくことがあります。

## 第12条（その他）

1. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子、その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
  - (1) お客様の認証番号をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、予め当社に届出られている認証番号と一致することを当社が確認して行ったこの契約に基づくMMFの返還及びその分配金の支払いを行った場合
  - (2) 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は、印影若しくは認証番号が届出のものと相違するため、この契約に基づくMMFの返還及びその分配金の支払いを行わなかった場合
  - (3) 天災・地変・その他の不可抗力により、この契約に基づくMMFの取得又は返還、若しくはその分配金の支払いが遅延し、又は不能となった場合
  - (4) その他、別に定める「総合取引約款」「オンライン・トレード取扱規定」等に基づく当社の免責事項による損害
3. この約款は、法令の変更若しくは監督官庁の指示又は命令、若しくはその他の事情により、変更の必要を生じたときは改訂されることがあります。

（平成22年10月）改訂